

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併に係る事前備置書面)

2022 年 11 月 10 日

杉田エース株式会社

会社法第 794 条第 1 項に規定する事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

2022 年 11 月 10 日

東京都墨田区緑二丁目 14 番 15 号
杉田エース株式会社
代表取締役社長 杉田 裕介

当社を吸収合併存続会社、株式会社モリギン（以下、「モリギン」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条の定めにより開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

(目次)

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 新株予約権の定めに関する事項
4. 吸収合併消滅会社についての事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
 - (2) 臨時計算書類等
 - (3) 重要な後発事象
5. 吸収合併存続会社についての事項
 - (1) 重要な後発事象
6. 債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価の総額の相当性に関する事項

本合併により、モリギンの株式1株に対して金2,550円の割合で割当て交付します。

①算定の基礎

本合併に係る合併対価（以下「本合併対価」といいます。）は、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びモリギンは、第三者算定機関にモリギンの株式価値の算定を依頼することとし、みらいコンサルティング株式会社（以下「みらいコンサルティング」といいます。）を第三者機関として選定いたしました。

みらいコンサルティングは、モリギンは非上場会社であり、その事業内容及び企業規模の観点から比較可能な上場類似会社が存在しないため、将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

モリギンの株式の1株当たりの株式価値の評価のレンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式価値の評価レンジ
DCF法	5,148円～8,337円

※本合併により割当て交付する株式

自己株式（390株）を除くモリギンの普通株式19,610株です。

みらいコンサルティングは、モリギンの株式価値の算定に際して、モリギンから提供を受けた資料、情報を使用し、それらの資料等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、モリギンの資産または負債（偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。くわえて、モリギンの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、モリギンの直近損益や、モリギンの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

②算定の経緯

当社及びモリギンは、みらいコンサルティングから提出を受けたモリギンの株式価値の算定結果を参考に慎重に検討し、当社とモリギンの間で本合併対価が公正な手続きを通じてそれぞれの株主様の利益について最大限配慮した公正妥当なものであるかについて慎

重に協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びモリギンは、本合併対価は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、令和４年９月６日、当社は当社の取締役会において、モリギンはモリギンの取締役決定において、それぞれ承認のうえ、同日、当社及びモリギンの間で吸収合併契約を締結しました。

なお、上記の第三者算定機関が提出したモリギンの株式価値の算定結果は、本合併対価から算定されるモリギンの株式価値の公正性について意見を表明するものではありません。

また、本合併対価は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更があった場合には、当社及びモリギン間で協議のうえ、変更することがあります。

(２) 合併対価として現金交付を選択した理由

モリギンの株主に対する投資資本の回収の機会を確保する観点から、より流動性の高い現金を合併対価とすることが適切であると判断いたしました。

３．新株予約権の定め の 相当性に関する事項

モリギンは、新株予約権を発行しておりません。

４．吸収合併消滅会社についての事項

(１) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

モリギンの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙２のとおりです。

(２) 臨時計算書類等

モリギンにおいて、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等はありません。

(３) 重要な後発事象

モリギンにおいて、最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

５．吸収合併存続会社についての事項

(１) 重要な後発事象

最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

６．債務の履行の見込みに関する事項

当社及びモリギンの各最終事業年度末日時点の貸借対照表における資産の額、負債の額

および純資産の額は下表のとおりです。

当事会社	資産の額	負債の額	純資産の額
モリギン	333,755,479 円	191,382,526 円	142,372,953 円
当社	36,918 百万円	26,553 百万円	10,364 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上に加えて、当社の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

別紙 1

吸収合併契約書・修正覚書

別紙 2

モリギンの決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表）



別紙 1

吸収合併契約書

杉田エース株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社モリギン（以下「乙」という。）は、次の通り合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する（以下「本件合併」という。）。
- 2 本契約当事者の商号及び住所は次の通りである。

甲：吸収合併存続会社

商号：杉田エース株式会社

住所：東京都墨田区緑二丁目14番15号

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社モリギン

住所：東京都千代田区岩本町一丁目2番10号

第2条（効力発生日）

効力発生日は、2023年3月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本件合併に際して、総額金50,005,500円を交付することとし、効力発生直前時の乙の株主名簿に記載された乙の株主（甲及び乙を除く）に対して、乙株式1株に対して金2,550円の割合で割り当てる。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次の通りとする。

増加資本金の額 金10,000,000円

上記以外の資本準備金その他の増加額 会社計算規則の従い、甲が定める。

第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

第6条（退職慰労金の支給等）

甲及び乙は、本件合併に伴う乙の役員に対する退職慰労金の支給、甲の役員の増員等に関する事項は、本契約とは別に定める。

第7条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、甲は、会社法、民法その他の法律等の規定にかかわらず、一方的に本契約を解除することはできないものとする。

第10条（合併契約の効力）

甲乙間の契約は、第5条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議の上、これを定める。

以上のとおり契約したので、本書1通を作成し、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2022年9月6日

甲：東京都墨田区緑二丁目14番15号

杉田エース株式会社

代表取締役 杉田裕介



乙：東京都千代田区岩本町一丁目2番10号

株式会社モリギン

代表取締役 森剛一



修正覚書

杉田エース株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社モリギン（以下「乙」という。）は、甲と乙の間の2022年9月6日付「吸収合併契約書」（以下「本合併契約」という。）の一部修正に関し、以下のとおり合意し、修正覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（修正の合意）

甲と乙は、本合併契約第4条を、以下のとおり修正することを確認する（修正箇所は下線部）。

（修正前）

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次の通りとする。

増加資本金の額 金10,000,000円

上記以外の資本準備金その他の増加額 会社計算規則に従い、甲が定める。

（修正後）

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

乙との本件合併により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次の通りとする。

増加資本金の額 金0円

上記以外の資本準備金その他の増加額 会社計算規則に従い、甲が定める。

第2条（その他規定事項）

甲と乙は、本覚書に定める他、本合併契約の定めは何らの変更はないことを確認する。

以上のとおり合意したので、本書1通を作成し、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2022年10月12日

甲：東京都墨田区緑二丁目14番15号

杉田エース株式会社

代表取締役 杉田裕介



乙：東京都千代田区岩本町一丁目2番10号

株式会社モリギン

代表取締役 森剛一



別紙2

貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日 現在 (単位 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 292,417,629】	【流 動 負 債】	【 157,932,526】
現 金 及 び 預 金	80,928,247	支 払 手 形	45,765,967
受 取 手 形	14,987,120	買 掛 金	52,762,190
売 掛 金	134,203,732	短 期 借 入 金	50,000,000
商 品	60,494,875	未 払 金	6,748,695
未 収 還 付 法 人 税 等	1,374,367	未 払 費 用	2,304,674
未 収 還 付 消 費 税 等	1,635,300	未 払 法 人 税 等	146,000
未 収 入 金	263,463	預 り 金	205,000
貸 倒 引 当 金	-1,469,475	【固 定 負 債】	【 33,450,000】
【固 定 資 産】	【 41,337,850】	長 期 借 入 金	24,980,000
(有 形 固 定 資 産)	(12,626,829)	リ ー ス 債 務	8,470,000
建 物 付 属 設 備	1,675,287	負 債 合 計	191,382,526
構 築 物	1		
車 両 運 搬 具	2,674,848	純 資 産 の 部	
器 具 備 品	576,693	【株 主 資 本】	【 142,372,953】
リ ー ス 資 産	7,700,000	資 本 金	10,000,000
(無 形 固 定 資 産)	(603,076)	(利 益 剰 余 金)	(132,772,953)
電 話 加 入 権	603,076	利 益 準 備 金	2,500,000
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(28,107,945)	そ の 他 利 益 剰 余 金	130,272,953
投 資 有 価 証 券	21,859,665	別 途 積 立 金	50,000,000
出 資 金	67,000	役 員 退 職 慰 労 積 立 金	20,000,000
保 証 金 ・ 敷 金	6,181,280	配 当 平 均 積 立 金	5,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	55,272,953
		自 己 株 式	-400,000
		純 資 産 合 計	142,372,953
資 産 合 計	333,755,479	負 債 純 資 産 合 計	333,755,479

流動資産の貸倒引当金の処理：一括控除

有形固定資産の減損処理：しない

有形固定資産の減価償却累計額の処理：一括控除

投資その他の資産の貸倒引当金の処理：一括控除

損益計算書			(単位 円)	
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日				
科 目	金 額			
【売上高】				
売上高				612,719,825
【売上原価】				
期首棚卸高	42,206,258			
商品仕入高	433,628,392			
外注加工費	4,814,599			
容器包装費	9,362,224			
合計	490,011,473			
期末棚卸高	60,494,875			429,516,598
売上総利益				183,203,227
【販売費及び一般管理費】				
給料手当	89,420,386			
賞与	2,252,000			
適格退職年金掛金	1,800,000			
法定福利費	13,065,472			
厚生年金費	153,741			
旅費交通費	6,306,584			
通信費	1,997,854			
交際接待費	664,732			
減価償却費	2,422,993			
地代家賃	4,205,370			
保険料	3,031,000			
修繕費	105,000			
水道光熱費	1,465,977			
租税公課	435,250			
広告宣伝費	698,785			
手数料	2,007,373			
諸会費	230,376			
事務諸経費	7,639,142			
燃費	2,049,294			
リース料	126,540			
物流費	22,720,108			
車両費	801,154			
貸倒引当金繰入	-242,154			
コンピュータ諸経費	1,481,198			
その他の販売費	182,601			
送配達費	15,916,548			
交際費	3,817,446			
雑費	1,058,597			185,813,367
営業損失				-2,610,140
【営業外収益】				
受取利息	1,073			
受取配当金	833,474			
雑収入	1,062,800			1,897,347
【営業外費用】				
支払利息				729,417
経常損失				-1,442,210
【特別利益】				
固定資産売却益				79,491
税引前当期純損失				-1,362,719
法人税、住民税及び事業税				294,087
当期純損失				-1,656,806

株主資本等変動計算書

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

(単位 円)

株主資本			
資本金	前期末残高		10,000,000
	当期変動額	当期変動額合計	0
	当期末残高		10,000,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		2,500,000
	当期変動額	当期変動額合計	0
	当期末残高		2,500,000
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		50,000,000
	当期変動額	当期変動額合計	0
	当期末残高		50,000,000
役員退職慰労積立金	前期末残高		20,000,000
	当期変動額	当期変動額合計	0
	当期末残高		20,000,000
配当平均積立金	前期末残高		5,000,000
	当期変動額	当期変動額合計	0
	当期末残高		5,000,000
繰越利益剰余金	前期末残高		56,929,759
	当期変動額	当期純損失	-1,656,806
		当期変動額合計	-1,656,806
	当期末残高		55,272,953
利益剰余金合計	前期末残高		134,429,759
	当期変動額	当期純損失	-1,656,806
		当期変動額合計	-1,656,806
	当期末残高		132,772,953
自己株式	前期末残高		-400,000
	当期変動額	当期変動額合計	0
	当期末残高		-400,000
株主資本合計	前期末残高		144,029,759
	当期変動額	当期純損失	-1,656,806
		当期変動額合計	-1,656,806
	当期末残高		142,372,953
純資産合計	前期末残高		144,029,759
	当期変動額	当期純損失	-1,656,806
		当期変動額合計	-1,656,806
	当期末残高		142,372,953

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法

固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 法人税法の規定による定率法
- (2) 無形固定資産 定額法
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

前期末株式数（発行済普通株式）	20,000株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0株
当期末株式数（発行済普通株式）	20,000株

自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式（種類及び株式数）

普通株式（自己株式）

前期末株式数（自己株式）	390株
当期増加株式数（自己株式）	0株
当期減少株式数（自己株式）	0株
当期末株式数（自己株式）	390株